

藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、移住の促進及び地域コミュニティの維持を図るため、優良田園住宅移住促進事業を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優良田園住宅 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第2条に規定する住宅で、同法第4条に規定する建設計画の認定を受け建設された住宅をいう。
- (2) 優良田園住宅移住促進事業 取得事業及び移転事業をいう。
- (3) 取得事業 優良田園住宅を建設又は人の居住したことの無い優良田園住宅を購入し、当該優良田園住宅を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）とする事業をいう。
- (4) 移転事業 藤枝市外を住所とする世帯が、取得事業により取得した優良田園住宅を住所とするために当該藤枝市外の住所から移動する事業をいう。
- (5) 子育て世帯 申請日が属する年度の末日において満18歳以下の子（胎児を含む。）及びその親からなる世帯をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市の実施する他の補助金の交付の対象となった経費を除く。

- (1) 取得事業 優良田園住宅の建設又は購入に要した費用
- (2) 移転事業 移動に要した費用

2 補助額は、補助対象経費の2分の1で次に掲げる額を上限額とする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 取得事業 次の区分に応じた額

ア 市外（優良田園住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外であったものをいう。イにおいて同じ。）の子育て世帯 100万円

イ 市外の一般世帯（子育て世帯以外の世帯をいう。）及び市内（優良田園住宅を住所とする直前の住所が藤枝市内であったものをいう。）の子育て世帯 50万円

(2) 移転事業 5万円（優良田園住宅を住所とする直前の住所が静岡県外であった世帯にあつては20万円）

（交付回数制限）

第4条 優良田園住宅移住促進事業費補助金は、事業ごと1世帯当たり1回限りとする。

2 住宅の建設費用若しくは購入費用又は移動費用について、藤枝市からこの要綱の規定による補助金以外の補助金その他の金銭の交付を受けたことがある世帯に対してこの要綱の規定による補助金は、交付しないものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(1) 優良田園住宅に係る契約書類のうち、優良田園住宅の所在地、契約金額及び契約者名がわかる書類

(2) 優良田園住宅の登記事項証明書

(3) 移動に要した費用の見積書及び領収書の写し（移転事業を申請する場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、優良田園住宅を建設した場合にあつては優良田園住宅の新築日、優良田園住宅を購入した場合にあつては優良田園住宅の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により通知する。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条に規定する補助金交付決定兼確定通知書を受け取った日から起算して14日を経過した日までに請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

(申請の特例)

第8条 第5条第1項の規定による申請は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第3条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年10月30日告示第252号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年8月31日告示第253号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の規定は、同日以降に補助金の交付申請があった事業について適用し、同日前に補助金の交付申請があった事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月4日告示第50号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(申請の特例)

2 この告示施行の際、現に作成されている改正前の藤枝市優良田園住宅移転事業費補助金交付要綱の様式については、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号
住所
申請者 氏名
電話番号

藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を見ることがあります。

1 交付申請額 (①+②) 円	内訳	(1) 取得事業 円 (①)
		(2) 移転事業 円 (②)
2 取得事業		
(1) 住宅取得額 円		
(2) 取得場所 藤枝市		
(3) 完成年月日(購入した場合は引渡日) 年 月 日		
(4) 同居者 大人 人(申請者を含む。) 子ども 人(18歳以下の者をいう。) <input type="checkbox"/> 第1子妊娠中		
(5) 直前の住所 <input type="checkbox"/> 市内転居 藤枝市 から転居 <input type="checkbox"/> 市外転入 から転入		
(6) 申請額 (1)の額の2分の1 円※1,000円未満切捨て 上限 <input type="checkbox"/> 市外の子育て世帯 1,000,000円 <input type="checkbox"/> 市外の一般世帯又は市内の子育て世帯 500,000円		
3 移転事業		
引越費用	支払額	円・・・a
	補助対象外経費	円・・・b
	補助対象経費 (a-b)	円・・・C
	Cの額×2分の1 <input type="checkbox"/>	円※1,000円未満切捨て
	上限 <input type="checkbox"/> 静岡県外から転入した場合	200,000円
<input type="checkbox"/> 静岡県内他市町から転入した場合	50,000円	
4 誓約事項		
<input type="checkbox"/> 住宅の取得に関し、藤枝市が実施する他の補助金の交付を受けたことはありません。		

第 2 号様式（第 6 条関係）

藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

年 月 日付けで申請のあった藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金について、次のとおり交付を決定し、確定しましたので通知します。

1 交付決定及び確定額 金 円

【内訳】

- (1) 取得事業 金 円
- (2) 移転事業 金 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の
決定及び確定を受けた藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金として、上記の
とおり請求します。

年 月 日

藤枝市長

宛

住 所
氏 名

印

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	